

議案第 8 号

八幡浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 27 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

八幡浜市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年条例第 206 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第 2 条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合、又は消防法第 25 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法第 36 条第 8 項において準用する場合を含む。)若しくは第 29 条第 5 項(同法第 30 条の 2 及び第 36 条第 8 項において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第 35 条の 10 第 1 項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第 24 条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第 65 条第 1 項(同条第 3 項(原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第 65 条第 2 項において準用する同法第 63 条第 2 項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは</p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第 2 条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合、又は消防法第 25 条第 1 項若しくは第 2 項(同法第 36 条)において準用する場合を含む。)若しくは第 29 条第 5 項(同法第 30 条の 2 及び第 36 条)において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第 35 条の 10 第 1 項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第 24 条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第 65 条第 1 項(同条第 3 項(原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び同項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第 65 条第 2 項において準用する同法第 63 条第 2 項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは</p>

疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受けるべき権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(補償基礎額)

第5条 (略)

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円

を、

疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(補償基礎額)

第5条 (略)

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあつては、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあつては、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に

該当する扶養親族については433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に掲げる者がいない場合にあつては、そのうち1人については367円)を、

<p>それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>子</u></p> <p><u>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>(4)～(6)</u> (略)</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに<u>15歳</u>に達する日以後の最初の4月1日から<u>22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下<u>この項において</u>「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p>	<p>それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>子及び孫</u></p> <p><u>(3)～(5)</u> (略)</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに<u>満15歳</u>に達する日以後の最初の4月1日から<u>満22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下<u>この項において</u>「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた八幡浜市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

